

会議録（2021年度 第1回愛知県事業評価監視委員会）

- 1 日 時 2021年8月17日（火） 午後1時30分～午後4時40分
- 2 場 所 愛知県庁 本庁舎 正庁
- 3 出席者
（委員） 阿部委員、大橋委員、小川委員、加藤委員、平松委員、
藤森委員、前田委員、山崎委員
（県建設局） 建設局技監、砂防課長、道路維持課担当課長、
下水道課長、道路建設課担当課長、建設企画課担当課長 他
（県農林基盤局） 森林保全課担当課長、農林総務課担当課長 他
- 4 会議次第
 - （1）開会
 - （2）議事
 - ①2021年度愛知県事業評価監視委員会の予定について
 - ②審議対象とする事業及び抽出方法について
 - ③第2回委員会審議対象事業の抽出について
 - ④対象事業の審議について
 - 【事前評価】 砂防等事業 1事業
 - 【再評価】 交通安全対策事業 2事業、下水道事業 1事業、
砂防等事業 1事業、林道事業 1事業
 - 【事後評価】 道路事業 1事業、治山事業 1事業
 - （3）閉会

1 2021年度 愛知県事業評価監視委員会の予定について

事務局から説明。

[結論] 事務局原案を了承する。

2 審議対象とする事業及び抽出方法について

事務局から説明。

[結論] 事務局原案を了承する。

3 第2回委員会 審議対象事業の抽出について

事務局より審議対象事業の概要を説明した後、抽出委員が抽出案を提案。

[抽出委員]

第2回の対象事業は、「再評価」が河川事業と農業農村整備事業の計14事業、「事後評価」が農業農村整備事業の5事業、合計19事業である。この19事業から審議対象とする8事業を抽出した。

再評価は、河川事業が8事業、農業農村整備事業は、「水環境整備事業」1事業と、「特定農業用管水路特別対策事業」5事業である。

抽出にあたっては、先ほど採択された「審議対象とする事業及び抽出方法について」に従い、進捗状況と事業内容の考慮として、「事業費や事業期間の大幅な増加の有無や、事業の見込みの判定結果」に着目した他、再評価該当基準の考慮として、「社会情勢等の変化により審議の必要性が生じている事業や未着工の事業」がないか、そして、「過去の審議状況」の3点に着目した。

なお、2点目の、「社会情勢等の変化により審議の必要性が生じている事業や未着工の事業」については、今回は該当がなかった。

河川事業では、事業の見込みが、多少の阻害要因があるがほぼ計画通りの完成が見込まれる「B」となっており、かつ再評価が過去未審議、また、事業費も大きい、1番の「日光川水系」を抽出する。また、事業費に大幅な増加が生じている2番の「神戸川水系」を抽出する。

その他に、事業の見込みが「B」となっている事業として、3番の「信濃川水系」と、8番の「落合川水系」があるが、全体の事業種別バランスを考慮し、いずれか1つを抽出することとした。

事業の見込みが「B」となっている背景はいずれも用地交渉の難航である他、両事業ともに事業内容やB/Cなどにも特筆すべき点がない中、進捗率のより低い、8番の「落合川水系」を抽出することとした。

農業農村整備事業では、9番の「佐屋中部地区」は、過去の委員会で未審議となっていることや、細事業種別のバランスを考慮した場合、抽出することが望ましいとも考えられるが、公共事業評価実施要領において、「阻害要因がなく、評価年度の翌年度もしくは翌々年度に完了見込みの事業については評価を要しないものとする。」とあることから、抽出の対象外とした。

特定農業用管水路特別対策事業の5事業は、いずれも老朽管の取り替えで、事業規模なども類似していることと、事業種別のバランスを考慮し、ここからは2事業を抽出することとした。

事業の見込みが「B」となっている4事業のうち、事業費と事業期間に大幅な増加が生じ、また、過去の委員会で未審議となっている、10番の「立田地区」を抽出することとした。

その他の事業の見込みが「B」となっている3事業の中からは、事業期間延伸率とB/Cに着目し、11番の「諸桑地区」を抽出することとした。

事後評価の抽出にあたっては、「投資効果発現状況の考慮」として、「事業目標の達成状況」や「事業効果の発現状況」に問題があるものはないか、「過去の審議状況の考慮」として、「再評価において何らかの指摘があった事業」や、「過去に審議されていない事業」がないか、に着目したが、「過去に審議されていない事業」以外に該当はなかった。

過去未審議の事業は3事業あるが、細事業種別のバランスを考慮し、15番の「般若2期」は抽出するものとするが、16番と17番のたん水防除事業からいずれか1事業を、18番と19番の地盤沈下対策事業からいずれか1事業を抽出することとした。

16番と17番の「たん水防除事業」は、いずれも排水機場整備が主たる事業内容である中、事業費のより大きい、16番の「渥美第四地区」を抽出することとした。

18番と19番の「地盤沈下対策事業」からは、事業費がより大きい、18番の「福田川地区」を抽出することとした。

以上、再評価から1番・2番・8番・10番・11番の5件、事後評価から15番・16番・18番の3件の合計8件を提案する。

[結論] 抽出委員の抽出案を了承する。

4 対象事業の審議について

【事前評価】

(1) 砂防等事業

①費用対効果の算出方法

砂防課から説明。

特に意見なし。

②砂防等事業（地すべり対策事業）：豊浜区域の審議

砂防課から説明。

[委員] 費用対効果分析結果について、費用と効果の内訳を記載してほしい。

[県] 追記する。

[委員] 保全対象が2戸と少ないため、効果算定における人的損失額は、実際の居住者数で算定できないか。

[県] 可能と思われるので再算定を行う。

[委員] この事業の目的は、国道などの公共施設を保全することが主にあり、その結果、人命も守ることに繋がるといったものではないか。

[県] その通りである。評価調書の表記を修正する。

[委員] 「旅館1軒を含む人家2戸」とあるが、守る対象が旅館1軒と人家2戸であれば、「旅館1軒と人家2戸」と修正すべきである。

[県] 対象は旅館1軒と人家2戸であるため表記を修正する。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

【再評価】

（1）交通安全対策事業

①費用対効果の算出方法

道路維持課から説明。

特に意見なし。

②交通安全対策事業（交差点改良事業）：主要地方道あま愛西線の審議

道路維持課から説明。

[委員] 事業の必要性の変化について、平均2件の事故が発生しているとあるが、この事故はどのような事故で、何が原因か。また、今回の交差点改良事業はこの事故に対してどのように寄与できるのか。

[県] 事故の内容については、今回評価時の4年間において、追突が1件、右折が2件、出会頭は4件、その他が1件であり、右折の事故は具体的には右折車と直進車の事故である。

当該交差点は1車線が右折帯であり、信号は右折矢印信号がない状況である。これまでは直進車の切れ目や信号の変わり目で右折していたものが、今回の交差点改良で改善すると考えている。

出会頭の事故についても、信号無視や信号の変わり目での事故であるので、今回の整備により交通の円滑化が図られることで、交通事故の削減につながると考えている。

[委員] 今後一日1,500台の右折車が増えるとの説明があったが、この交差点に対してプラスの影響として捉えているのか、マイナスとして捉えているのか。

[県] この交差点にさらに負荷がかかると捉えており、そのためにも交差点改良が必要であると考えている。現在の右折帯は30mであるが、今回の整備では、西行きの北進右折の右折帯を67mに延伸し、増加する交通需要に対応するものとなっている。

[委員] 一日1,500台の右折車が増えるとは、需要予測を行った結果であるか。

[県] 需要予測を行った結果である。

[委員] 需要予測の内容について確認するが、新ルートが整備された場合でも、旧ルートの距離が短く早いので、交通は旧ルートから新ルートに移らないのではないか。

[県] 現状は新ルートの北側が繋がっていない状況だが、これが今後繋がるとともに、この部分の交差点の形状は新ルートが主交通、旧ルートが枝道として取り付く形となる。

今後の信号サイクルは主交通がメインとなるとともに、甚目寺方面への案内も新ルートを案内することになる。

さらに現在、市道甚目寺坂牧線である新ルートについて、整備が完了後は県道名古屋甚目寺線に読み替えられ、名古屋市と甚目寺地区間の主交通は新

ルートに変更することになる。

[委員] 説明の内容について、需要予測で検討できるのか。単純にカーナビで言えば早く到着する方を案内するため、新ルートを優先的に案内するような操作を依頼することがなければ、旧ルートを案内するだろう。

交差点の整備や信号の制御により、新ルートの方が早くなることがあるとしても、今回整備を行う坂牧東交差点には元々右折帯が設置されているので、その改良の効果ではないのではないかと。現在の県道名古屋甚目寺線とあま愛西線が交差する交差点を形状変更する方が、影響が大きいだろう。

坂牧東交差点の交差点改良の効果としては、右折車のための効果を評価するよりも、直進レーンが増えることにより、右車線の車が直進できることでの心理的負担の減少や事故減少を評価すべきではないか。

交差点を右折する車が増えることよりも、直進車の交通が円滑化されるため、直進車が増える影響があると考え。

用地補償費について、今回の整備でどの程度の面積を買収しているのか。交差点改良事業であるので、少しずつ買収することになると思うが、金額としてこの事業は妥当といえるか。

[県] 面積として1,300m²程度の買収を計画しており、現在までに1,000m²程度の買収を実施した。用地補償費については、用地費だけでなく、建物の補償費が含まれている。

[委員] 1m²あたり30万円程度で高額に思うが。

[県] 工場などの大型の補償物件があり、その補償費が含まれているので、この金額になっている。

[委員] バス路線になったことでの点数増とあるが、本数を見ると1日4本であるが、これでも点数増になるか。また、バスの進行方向は片方だけか。

[県] 基準に沿って点数増としている。バス路線は左回り右回りの双方ある。

[委員] 今回は交差点の西側にも右折レーンの整備を行うのか。

[県] 整備を行う。

[委員] これまでの説明では交差点の西側で整備を行わない選択肢もあったと思うが、西側の整備を行う効果はどう考えているか。

[県] 現状で交差点の西側でこの交差点が原因の渋滞などは見受けられないが、交通安全の観点では効果があると考えている。

[委員] 委員指摘の直進車への効果や交差点西側の効果もあると考えられるので、事後評価に際しては、これらの整備効果も示すこと。

[結論] 対応方針（案）について了承する。

③交通安全対策事業（交差点改良事業）：一般県道津島七宝名古屋線の審議 道路維持課から説明。

[委員] 貨幣価値化困難な効果の評価において、事故削減に寄与する項目が2ポイント減少しているがどう考えているか。

[県] その都度評価している結果である。このポイントは死傷事故率により変化し、事業採択時は416.0件/億台キロ、再評価時は580.0件/億台キロ、今回は143.4件/億台キロであり、基準値の200件/億台キロを下回ったことから、ポイントは1点となっている。

[結論] 対応方針（案）について了承する。

（２）下水道事業

①費用対効果の算出方法

下水道課から説明。

特に意見なし。

②下水道事業：日光川下流流域下水道の審議

下水道課から説明。

[委員] 事業の規模自体に大きな変化はないのに、費用だけでなく便益も大きく変わった理由を説明してほしい。

[県] マニュアルの改定に基づき、今回の評価から、過去の費用と便益を現在価

値に換算する際に、社会的割引率を反映することとしている。この算定方法の変更により、費用と便益両方の数値が増加している。

[委員] 計画処理人口はいつの時点の人口か。事業期間が長く、整備完了時にはこの地域の便益を受ける人口がすごく減ってしまっているのではないか。

[県] 計画処理人口は、平成 29 年度に見直しており、従来の約 32 万人から約 28 万人に下方修正している。この数字は関連する各市町の人口推計を足し合わせたものになっており、ある程度の人口減少は加味されている。

[委員] 下水道事業が必要で長期間かかる事業であることは分かるが、今回、事業期間を 20 年間延伸するということである。残り約 40 年もかかる事業について「今後は計画通りの完成が見込まれる」と言い切れるのか。

[県] 事業期間については、期間を延伸して投資額を確保したうえで今の全体計画をやりきるということで、20 年間延伸している。しかしながら、社会情勢の変化等を加味して適宜計画変更を行って、早期の完成を目指していく。

[委員] 今までと同じ整備手法でなく、簡易に早くできる手法を選ぶという選択肢もある。そういう意味でも、計画について適切に見直していくようにしてほしいし、調書にもそのような旨を書いてほしい。

[県] 評価調書の表記を修正する。

[委員] 整備に 60 年以上かかる計画だが、更新についてどう考えているか。

[県] 市町が整備する管渠については、標準耐用年数が 50 年といわれているが、長寿命化により 1.5 倍程度、約 75 年使っていこうと考えている。そうすることで、今回の事業期間については、改築更新が本格化するまえに整備を完了できる範囲と考えている。早期に完成できるよう努めていく。

[委員] 過年度の費用便益に対する社会的割引率の扱いについては、デフレーターによる補正は必要であるが、社会的割引率は適用しないのが正しいのではないか。

[県] 国のマニュアルに明記されており、それに沿って算出している。社会的割引率の扱いについては、国の公共事業評価手法研究委員会の中でも議論が始まっている。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

（３）砂防等事業

①砂防等事業（急傾斜地崩壊対策事業）：落合町区域の審議

砂防課から説明。

[委員] 費用対効果分析結果について、保全対象の道路延長が伸びているのに、道路被害に関する便益の額が変わっていないのはなぜか

[県] 効果として計上しているが、増加額が少額なため数字に表れていない。

[委員] 今回追加した保全対象範囲を別事業で行わないのはなぜか

[県] 元々一体の事業で行う予定であったが、今回、地権者との調整が整ったため追加するものである。なお、一体の事業で行うことで追加範囲も国の交付金対象事業となることから、事業進捗の面で優位に進めることができる。

[委員] 事業効果の説明資料において、先の「豊浜地区」地すべり事業では「人的被害」、この事業では「人家被害」とあるが内容が違うのか。

[県] 同じ内容であるため、表記を統一する。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

（４）林道事業

①費用対効果の算出方法

森林保全課から説明。

特に意見なし。

②林道事業（過疎山村地域代行林道事業）：望月峠線の審議

森林保全課から説明。

特に意見なし。

[結論] 対応方針（案）について了承する。

【事後評価】

(1) 道路事業

①道路事業：一般国道151号（太和金バイパス）の審議

道路建設課から説明。

[委員] トンネル掘削後において環境アセスメントは実施しているのか。

[県] 仮置き場においてヒ素を含む残土とそうでない残土を分別し、ヒ素を含む残土については遮水シートに密閉して最終処分場へ運搬しており、適切な処分を行っているため、環境アセスメントは実施していない。

[委員] 「事業実施による環境の変化」について、主要目標の達成状況と同じことを記載している。環境への影響に関して本来記載すべき項目であるため、本事業であれば例えば、重金属（ヒ素）が検出されたことに対して、どのような対応をしたかを記載すれば良いのではないか。

また、今後の事業において重金属が含有しているか否かを調査することはコスト面から難しいとは思いますが、地元の方から重金属が含まれると聞いたこともあるため、事前に検出できるように工夫してもらいたい。

[県] 「事業実施による環境の変化」に、重金属の対処に関して追記する。

[委員] 旧道は崩落事故が起こり、半年も通行できなかつた脆弱な道路であることから、防災上重要な道路である太和金バイパスが、道路利用者が安全に通行できるようになったことについて調書へ記載してはどうか。また、観光力強化が図られたことを説明するのであれば、平日ではなく休日交通量でも良いので、東栄方面からの交通量が増えた等のデータがないと全体の観光客に寄与したと言えないのではないか。

[県] 道路利用者が安全に通行できるようになった点については、調書に追記することとしたい。休日交通量など観光面の評価については、関連するデータを確認する。

[委員] 山間部におけるバイパス事業の評価においてアンケートはそぐわないので、客観的な評価として、災害や事故等における危険性を数値として表すことはできないのか。また、このような地域では災害が起きた時に複数の経路が選択できるような代替路が確保できることがアピールできるのではないか。

[県] 道路事業に関しては河川事業とは違い危険度の評価指標はないため、災害時における代替路の重要性については、今後山間部の事業など考慮していきたい。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

（２）治山事業

①治山事業（水源地域整備事業）：北設楽郡設楽町津具地区の審議

森林保全課から説明。

特に意見なし。

[結論] 対応方針（案）について了承する。